

随意契約締結状況

令和3年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	成分採血装置の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	ヘモネティクスジャパン合同会社 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング	141,148,700円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当該装置に対する一元的な保守管理が可能であるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	成分採血装置の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー49階	169,763,000円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当該装置に対する一元的な保守管理が可能であるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	自動血球洗浄装置(ACP215)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	ヘモネティクスジャパン合同会社 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング	6,416,520円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当該装置に対する一元的な保守管理が可能であるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
4	採血前検査用簡易型ヘモグロビン測定装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	株式会社アムコ 東京都千代田区飯田橋4-8-7	4,265,580円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件に必要な技術・能力を有するのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	採血前検査用簡易型ヘモグロビン測定装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	株式会社ジェイ・エム・エス 広島県広島市中区加古町12-17	5,768,400円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本件に必要な技術・能力を有するのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
6	薬品保冷庫の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	製造業者:福島工業株式会社 東京都台東区柳橋2-17-4 代理店:株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6	3,716,900円	契約業者は、点検対象機器の納入業者及び製造業者の代理店であり、統一的な機器の管理を実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

令和3年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
7	全血採血装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東 京オペラシティタワー49階	6,529,600円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本 件に必要な技術・能力を有するのは同社の みであることから、契約の性質又は目的が競 争を許さない場合に該当するため。(日本赤 十字社会計規則第36条第4項)	
8	全血採血装置の定期点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	川澄化学工業株式会社 東京都港区港南2-15-17	25,916,990円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、本 件に必要な技術・能力を有するのは同社の みであることから、契約の性質又は目的が競 争を許さない場合に該当するため。(日本赤 十字社会計規則第36条第4項)	
9	測定機器(BD FACSCaliburフローサイトメー ター)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	日本ベクトン・ディッキンソン株式 会社 東京都港区赤坂4-15-1	3,590,400円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当 該装置に対する一元的な保守管理が可能で あるのは同社のみであることから、契約の性 質又は目的が競争を許さない場合に該当す るため。(日本赤十字社会計規則第36条第4 項)	
10	大容量冷却遠心機(TACSI)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東 京オペラシティタワー49階	65,899,680円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当 該装置に対する一元的な保守管理が可能で あるのは同社のみであることから、契約の性 質又は目的が競争を許さない場合に該当す るため。(日本赤十字社会計規則第36条第4 項)	
11	次世代シーケンサー(Miseq システム MS-J- 001)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	理科研株式会社 東京都文京区本郷3-44-2	2,335,190円	契約業者は、当該機器の納入業者であり、適 切な保守業務の実施が可能なのは同社のみ であることから、契約の性質又は目的が競 争を許さない場合に該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	感染症解析部 感染症解析チーム
12	解析用機器(QIASymPhony SPAS)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	メーカー:株式会社キアゲン 東京都中央区勝どき3-13-1 代理店:株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6	2,310,000円	契約業者は、点検対象機器の納入業者及び 当該機器製造業者の代理店であり、統一 的な機器の管理を実施できるのは同社のみ であることから、契約の性質又は目的が競 争を許さない場合に該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

令和3年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
13	解析用機器(QIASymPhony SP)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	メーカー:株式会社キアゲン 東京都中央区勝どき3-13-1 代理店:株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6	1,320,000円	契約業者は、点検対象機器の納入業者及び 当該機器製造業者の代理店であり、統一的 な機器の管理を実施できるのは同社のみで あることから、契約の性質又は目的が競争を 許さない場合に該当するため。(日本赤十字 社会計規則第36条第4項)	
14	病院賠償責任保険	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	取扱保険会社:東京海上日動火 災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 代理店:株式会社日赤振興会 東京都港区芝大門1-1-3	92,243,160円	契約業者は、過去の実績により他社では得 ることのできない当該業務に必要な能力・知 識を有しており、当該保険に対応可能な商品 を有するのは同社のみであることから、契約 の性質又は目的が競争を許さない場合に該 当するため。(日本赤十字社会計規則第36条 第4項)	
15	次世代シーケンサー(Miseq システム MS-J-001)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	理科研株式会社 東京都文京区本郷3-44-2	2,335,190円	契約業者は、当該機器の納入業者であり、適 切な保守業務の実施が可能なのは同社のみ であることから、契約の性質又は目的が競争 を許さない場合に該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	研究開発部 白血球チーム
16	製造工程自動化システムの保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	三機工業株式会社 神奈川県大和市中央林間7-10-1 三機テクノセンター	127,732,000円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当 該装置に対する一元的な保守管理が可能で あるのは同社のみであることから、契約の性 質又は目的が競争を許さない場合に該当す るため。(日本赤十字社会計規則第36条第4 項)	
17	DNA塩基配列解析装置(Applied Biosystems 3500xl)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	メーカー:ライフテクノロジーズ ジャパン株式会社 東京都港区芝浦4-2-8 代理店:株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6	1,903,000円	契約業者は、当該機器の製造業者である が、代金の収納業務については、当該機器 の納入業者である代理店に委託されており、 契約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため。(日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	
18	DNA抽出装置(Biomek Fxp)の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6	9,790,000円	契約業者は、当該機器の納入業者であり、適 切な保守業務が実施できるのは同社のみで あること、また本件業務は継続案件であるこ とから、契約の性質又は目的が競争を許さな い場合に該当するため。(日本赤十字社会計 規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

令和3年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
19	協働ロボットの賃貸借	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	高島ロボットマーケティング株式会社 東京都千代田区神田駿河台2-2	2,112,000円	契約業者は、現在使用している物品の賃貸業者であり、現行の賃貸借契約の再契約であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
20	全自動血液培養装置の保守	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	バイオメリーユ・ジャパン株式会社 東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー2階	1,056,000円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、当該装置に対する一元的な保守管理が可能であるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
21	令和3年はたちの献血キャンペーンの広報資材等を活用した広報展開	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月1日	株式会社ジェイアール東海エージェンシー 東京都港区港南2-1-95 JR東海品川ビルB棟7階	38,830,000円	契約業者は、他社では知り得ることのできない当該業務に必要な能力・知識を有しており、また、本件は令和3年1月に契約した業務の継続であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
22	人事・給与システムの改修	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月8日	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6-33	9,900,000円	契約業者は、当該システムの開発業者であり、改修にあたり稼働中のシステムとの互換性を維持する必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
23	一般会計システムの改修	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月12日	株式会社サクセス 埼玉県朝霞市東弁財1-3-17 サクセスビル5F	1,746,800円	契約業者は、当該システムの開発業者であり、改修にあたり稼働中のシステムとの互換性を維持する必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
24	生化学検査機器(LABOSPECT008)及び多項目自動血球分析装置(XE-2100D)の再リース	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月23日	三菱HCキャピタル株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	1,128,903円	契約業者は、現在使用している物品のリース会社であり、本件契約は現行契約の再リースであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

令和3年4月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
25	就業管理システムの機能・仕様変更	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和3年4月27日	株式会社アマノ 東京都新宿区西新宿2-6-1 新 宿住友ビル31階	1,034,000円	契約業者は、当該システムの開発及び保守 業者であり、本件業務の履行が可能であるの は同社のみであることから、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	